

## サクラてんぐ巢病

### これからが防除の適期



てんぐ巢病にかかった桜(点線内が病気の枝)

てんぐ巢病は、木の枝の一部から小枝が多数発生して竹ぼうき状になり、天狗が巣を作ったような症状になる病気です。

症状の出た枝には、ほとんど花が付かず、放置すると1本の木にいくつもの竹ぼうき状部が発生してしまいます。病気にかかった枝は数年で枯死し、その部分から木材腐朽菌が進入すると幹にまで腐朽が進み、樹勢が衰弱していきま

す。  
てんぐ巢病に侵された桜は、樹

勢や花付きの悪さに加え、木自体が異様な形態となってしまう。

#### 防除するには

サクラてんぐ巢病は「タフリナ菌」というカビの一種により発生することが知られています。

この病気の唯一の防除法は、早期に被害部の枝を切り焼却することです。被害を受けた枝の元にごぶが発生している場合は、この部分より下で枝を除去する必要があります。太い枝や幹に発生している場合は、除去跡が大きくなるため殺菌剤を塗布します。

防除は、桜の落葉期間(休眠期)で、木材腐朽菌の被害を受けにくい12月～2月が適期です。初期症状は判別しにくい場合もあり、3年程度は除去作業の継続が必要です。

#### 防除にご協力を

市では、公園などの公共用地内で、てんぐ巢病を発病した桜の枝

を適時除去しています。しかし、この病気の伝染をより効果的に防ぐには、市内で発病した桜を同じように処理する必要があります。自宅などの敷地内にある桜が病気にかかっていたら、その枝を切り、病気のまん延を防ぐようにしてください。

ほかの桜への感染予防のため、切った枝は放置せず、適当な長さで裁断して指定ごみ袋に入れ、「燃やせるごみ」として収集日に出してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20-15662)へ。

#### 年末夜間・休日納税窓口

##### 臨時に開設します

市では、仕事などで時間が取れず、平日に来庁することが困難な人を対象に、毎月第2・第4日曜日に開庁し、一部の業務を行っています。今年臨時に、年末夜間納税窓口と休日納税窓口を開設します。

窓口が開設されるのは納税課(市役所2階)のみとなります。

#### 日時

○年末夜間納税窓口：12月16日(木)・17日(金)・20日(月)・21日(火)午後7時まで

○休日納税窓口：12月19日(日)午前9時～午後4時

※くわしくは納税課(☎20-15662)へ。

#### 市営住宅

受け付けは  
12月1日から15日まで

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

- 住宅に困っている
- 同居しようとする親族がいる
- 所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8千円以下(高齢者・障がい者・子育て世帯は21万4千円以下)
- 続けて6カ月以上、市内に居住しているか勤務先がある
- 市税を滞納していない
- 申込者・同居しようとする親族が暴力団員でない
- 連帯保証人がいる

#### 入居を募集する市営住宅

団地名	募集戸数	間取り	所在地	入居人数
北団護台	1(4階)	3DK(6、6、7.5畳)	団護台1385-1	3人以上
中団護台	1(3階)	3DK(6、6、6畳)	団護台2-3-1	3人以上
	1(1階)	3DK(6、6、4.5畳)		2人以上
南団護台	3(1階)	2DK(6、6畳)	団護台1254-2	2人以上
	2(2階)	2DK(6、6畳)		2人以上
	1(3階)	2DK(6、6畳)		2人以上
桜川	1(2階)	3K(6、4.5、3畳)	三里塚248	1人以上

※申込書の配布は、下総・大栄支所でも行います。くわしくは建築住宅課(☎20-15664)へ。

※申込書の配布は、下総・大栄支所でも行います。くわしくは建築住宅課(市役所5階)

家賃希望する住宅や、世帯の所得額によって異なる

受付期間：12月1日(水)～15日(水)(土・日曜日を除く)

受付場所：建築住宅課(市役所5階)

# 市長日誌



【10月16日～31日】

16日	御利生祭 成田市華道協会創立30周年記念祝賀会 NARITA花火大会 in 印旛沼 5th
17日	国際市民フェスティバル2010 健康・福祉まつり 日本太鼓全国障害者大会
18日	表彰審査委員会 市民女子ゴルフ大会表彰式 シニアゴルフ大会表彰式
19日	農業青年団体 農政座談会
20日	成田赤十字病院運営協議会
23日	全国障害者スポーツ大会総合開会式
24日	消防操法大会 市民文化祭 将棋大会
25日	全国障害者スポーツ大会(ソフトボール)表彰式 全国障害者スポーツ大会総合閉会式
26日	老人クラブ連合会 秋季グラウンドゴルフ大会
28日	成田空港周辺地域親睦スポーツ大会(グラウンド・ゴルフの部) 韓日・日韓女性親善協会訪問団 表敬訪問 千葉県市長会定例会
29日	公民館まつり
31日	市民文化祭 吟道の祭典



消防団員を激励(24日)

## 事業所ごみの処理方法 一般家庭用の 集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責任で適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか収集運搬許可業者へ委託するなど、適正な処理をお願いします。  
**下総・大栄地区を除く地区**  
分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋へ自己搬入する  
場合(下総・大栄支所農産土

器類)に分別し、半透明の業務用ごみ袋へ

### 処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(「ビン・ニール・プラスチック類」は直接搬入できないので、許可業者に委託)

・「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場 ☎36・1689)へ  
・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○許可業者に委託する場合  
・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

### 下総・大栄地区

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋へ

### 処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(下総・大栄支所農産土

木課で配布する搬入券が必要。「ペットボトル」は直接搬入できないので、許可業者に委託

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ

○許可業者に処理を委託する場合  
・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の業者)  
**産業廃棄物の処理**

事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は、市では処理できません。事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。

くわしくは県北総県民センター1地域環境保全課(☎043・483・1138)または県環境生活部資源循環推進課事業推進室(☎043・223・2656)へ

問い合わせください。  
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

## 男女共同参画計画

### 素案に対する 意見を募集します

市では、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向け、第2次計画の策定を進めています。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんに公表し、意見を募集します。

募集期間 11月19日(金)～12月3日(金)

閲覧場所 企画政策課(市役所3階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、企画政策課ホームページ(☎http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index003.html)

提出方法 閲覧場所にある様式に必要事項を書いて、閲覧場所の窓口へ提出するか、Eメール・FAX・郵送で企画政策課(Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp FAX 24・1006 〒286・8585 花崎町7

60)へ  
結果の公表 市の考えと共に企画政策課ホームページなどに掲載予定

※くわしくは同課(☎20・1500)へ。

## 環境美化運動

### 美しいまちを わたしたちの手で

12月5日(日)を中心に、市内各所で「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力を得て、環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶・散乱ごみの収集や、草刈りなどを行います。快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。



小中学校の通学区域

**指定学校変更や区域外就学が可能です**

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域

外就学が認められることがあります。

**指定学校変更**

市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める制度

**区域外就学**

市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

指定学校変更や区域外就学の要

指定学校変更・区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合	—	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)学校の収容力などにより、制限があります  
 (注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

所得税

**還付を受けられる場合があります**

相続・贈与などで、遺族などが年金として受給する生命保険金や共済金に関する所得税の取り扱いが変わります。

これにより、所得税の還付を受けることができる場合があります。

※くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)または成田税務署(☎28-5115)へ。  
 1・音声案内で2番を選択)へ。

都市計画

**地区計画(東町・花崎町地区)の案を縦覧できます**

日時 11月15日(月)～29日(月)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

場所 都市計画課(市役所5階)

内容 地区計画の決定

利害関係者で、この案について意見のある人は、縦覧期間中に意見を提出することができます(郵送の場合は11月29日(月)の消印有効)。

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

納期…11月16日(火)～30日(火)

※くわしくは①②保険年金課(☎20-1526)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

狩猟解禁

**事故防止に留意してください**

11月15日(月)から狩猟が始まります。ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。市民の皆さんが狩猟区域内に出掛ける場合は、目立つ色の服の着用やラジオの携帯など、事故防止に留意してください。

狩猟期間 11月15日(月)～2月15日(火)

※くわしくは県自然保護課(☎043-223-2672)へ。